大野城市卓球連盟規約

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は大野城市卓球連盟と称する。

（目　的）

第２条　本会は大野城市において卓球を通して青少年の育成、生涯スポーツの普及をはかり、楽しみつつ健康を増進し、明朗にして規律あるスポーツマンを養成し、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

（１）卓球の指導、奨励及び競技規則の普及

（２）大野城市における卓球大会の主催、後援

（３）公式大会の主管及び協力

（４）体育祭、体育競技会、レクリエーション等への参加及び派遣

（５）その他本会の主催する大会の開催及び必要と認めた事項

（構　成）

第４条　本会は、硬式卓球の部とラージボール卓球の部をもって構成する。

第２章　加盟団体及び会員

（加盟団体）

第５条　大野城市スポーツ課に認められた団体は申請して本会の加盟団体となることができる。本会への加盟は理事会において決定する。

（本会への加盟）

第６条　以下の基準を満たす団体は本会への加盟を申請することができる。

①１年間以上継続的に活動していること

②会員数が 10 人以上であり、その３分の２以上が大野城市民および大野城市内の施設又は企業に勤務するものであること

２．本会への加盟を希望する団体は、所属する会員名簿を添えて加盟申請書を提出しなければならない。

（本会からの脱退）

第７条　加盟団体が本会からの脱退を希望する場合は、脱退申請書を提出し理事会の承認を得なければならない。

（会　員）

第８条　加盟団体の会員は本会の会員とする。

（会員の登録入会及び退会）

第９条　本会に加盟する団体への入会を以って本会への登録とする。

２．入会は１つの団体までとし重複登録はできない。ただし硬式とラージボールの重複はその限りではない。

３．加盟団体から退会した者は本会の会員でなくなる。

（会　費）

第 10 条　本会の事業を行うため、会員は所属団体を通して連盟会費を納めなければならない。連盟会費は総会において決定する。

第３章　組　織

（役　員）

第 11 条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　２名以内

（３）硬式の部、ラージボールの部に次の役員を置く。

	硬式	ラージボール
代　表	１名	１名
副代表	２名以内	２名以内
事務局長	１名	１名
事務局	５名以内	５名以内
書記	１名	１名
会計	２名以内	２名以内
会計監査	２名以内	２名以内

（４）顧　問　　１名

（５）相談役　　若干名

（実行委員）

第 12 条　大会・事業の運営のために必要に応じて実行委員を置くことができる。実行委員の選出はその都度決定する。

（役員の任期）

第 13 条　役員の任期は１年とし、翌年度開催の総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

（理　事）

第 14 条　各加盟団体の代表１名が理事となる。

第4章　会　議

（総　会）

第15条　定期総会は毎年1回4月に開催する。臨時総会は緊急を要する議決案件が発生した際に開催する。

2. 総会は理事の過半数かつ役員の過半数が出席しなければ開催できない。

3. 総会の議決権は理事が有し、出席理事の過半数を以って決する。

（総会の審議事項）

第16条　総会の審議事項は次の通りとする。

（1）事業報告及び事業計画に関する事項

（2）決算及び予算に関する事項

（3）規約の制定及び変更に関する事項

（4）役員の選任及び解任に関する事項

（5）前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

（連盟理事会）

第17条　連盟理事会は会長、副会長、役員及び理事をもって構成する。

2．連盟理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

（連盟理事会の議決事項）

第18条　連盟理事会は次に掲げる事項を審議決定する。

（1）総会において議決した事項の執行に関する事項

（2）規約の執行に必要な細則の制定及び改廃に関する事項

（3）その他総会の議決を要しないもののうち連盟全体に係る重要な事業の執行に関する事項

（硬式理事会及びラージボール理事会）

第19条　硬式理事会は硬式代表、副代表、硬式役員及び硬式理事をもって構成し、硬式代表が招集する。また、ラージボール理事会はラージボール代表、副代表、ラージボール役員及びラージボール理事をもって構成し、ラージボール代表が招集する。

2．それぞれの理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

3．それぞれの理事会は次に掲げる事項を審議決定する。

（1）総会に付議する事業報告、事業計画等に関する事項

（2）総会において議決した事項のうち硬式又はラージボールに係る事業の執行に関する事項

（3）規約の執行に必要な硬式又はラージボールに係る細則の制定及び改廃に関する事項

（4）新規の団体の加盟及び団体の脱退に関する事項

（5）その他総会の議決を要しないもののうち硬式又はラージボールにかかる事業の執行に関する事項

（役員会）

第20条　第3条に掲げる事業を円滑に実施するため硬式の部及びラージボールの部に役員会を設置する。

２．役員会は、総会及び理事会において議決した事業を執行する。

附則　この規約は、令和5年4月9日から施行する。

改訂　令和6年4月6日　　第11条